

全人代常務委員会は、4月23日、商標法、反不正競争法など8法律の改正を決定しました。商標法は2019年11月1日に施行することとし、反不正競争法は即日施行されます。

4月3日に国務院常務会議を通過した商標法等は同月内に全人代での審議も終了したことになります。なお、今回の商標法等の改正は2020年1月1日施行予定の外商投資法を効果的に実行しビジネス環境を最適化するためのものとして行われたものです。

以下に、改正された商標法及び反不正競争法の概要を紹介します。

1. 商標法の改正について

改正法では、悪意による商標出願行為を規制する内容を追加した。具体的には、商標出願人の使用義務を強化し、悪意による登録を拒絶すべきことが含まれている(第四条)。また、商標代理機関の使用を目的としない商標登録出願、または明らかに知りながら委託者の使用を目的としない商標登録出願委託を引き受ける行為、及び悪意による商標登録出願行為について行政処罰の規定を設けた(第六十八条)。

さらに、商標専用権の侵害行為に対する懲罰を強化し、悪意を持って商標専用権を侵害する場合の権利侵害賠償額の倍率の上限を3倍以下から5倍以下まで引き上げるとともに法定賠償額の上限を300万元から500万元まで引き上げた(第六十三条)。

なお、改正条項は2019年11月1日から実施される。

<参考> 改正された商標法の抜粋 (【】内が今回改正(追加、変更された箇所))

第一章 総則

第四条第一項 自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標の登録を出願しなければならない。【使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。】

第十九条第三項 商標代理機構は、委託人の登録出願する商標がこの法律【第四条、】第十五条及び第三十二条に規定する事由に該当することを知っており、又はこれを知るべきである場合には、その委託を受けてはならない。

第三章 商標登録の審査及び認可

第三十三条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から3ヵ月以内に、先行権利者、利害関係人がこの法律第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反していると判断した場合、又は如何なる者が

この法律【第四条、】第十条、第十一条、第十二条【、第十九条第四項】の規定に違反していると判断した場合には、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間が満了しても異議申立がなかった場合、その登録を許可し、商標登録証を交付し、公告する。

第五章 登録商標の無効宣告

第四十四条第一項 登録された商標がこの法律【第四条、】第十条、第十一条、第十二条【、第十九条第四項】の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局はその登録商標の無効宣告を行う。その他の事業単位又は個人は、商標評審委員会にその登録商標の無効宣告を請求することができる。

第七章 登録商標専用権の保護

第六十三条第一項 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪質な商標専用権侵害行為で情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上【5】倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償金額には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。

第三項 権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に応じて【500】万元以下の賠償金の支払いを判決する。

第四項※新設 【人民法院は商標紛争事件を処理する際、権利者の請求に基づき、登録商標を盗用した偽造商品に属す場合、特別な情況を除き、廃棄処分を命じる。主に登録商標を盗用した偽造商品の製造に使われる材料、道具について廃棄処分を命じ、且つ補償を与えない。或いは、特別な情況において、上記材料、道具の市場流通の禁止を命じ、且つ補償を与えない。】

第五項※新設 【登録商標を盗用した偽造商品はただ盗用した商標を取り除いただけでの市場流通はしてはいけない。】

第六十八条第一項第三号 この法律【第四条、】第十九条第三項、第四項の規定に違反しているとき。

第四項※新設 【悪意による商標登録出願に対し、情状により警告、罰金等の行政処罰を与える。悪意による商標訴訟に対し、人民法院が法に基づき処罰を与える。】

2. 反不正競争法についてについて

改正法では営業秘密の侵害行為が明確化され、事業者以外の自然人、法人と非法人組織を営業秘密侵害の責任主体に加えた（第九条）。

また、営業秘密行為侵害の法的責任をより強化し、悪意による営業秘密行為の実施について、情状が重大な場合の賠償額額の倍率を1倍以上5倍以下とすることができることを追加するとともに、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者は権利侵害により得た利益の確定が難しい場合の法定賠償額

を 300 万元から 500 万元まで引き上げた（第十七条）。営業秘密行為の行政処罰を強化し、違法所得の押収を処罰として追加し、且つ罰金の上限をそれぞれ 100 万元、500 万元まで引き上げた（第二十一条）。

さらに、営業秘密侵害の民事裁判プロセスにおける挙証責任の移転について規定を設けた（第三十二条）。

なお、改正条項は 2019 年 4 月 23 日（公表日）から実施される。

<参考> 改正された反不正当竞争法の抜粋（【】内が今回改正（追加、変更された箇所））

第二章 不正競争行為

第九条第一項第一号 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫【、電子的手段による侵入】又はその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。

同第三号 【秘密保持義務】又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反して保有している営業秘密を開示、使用し、或いは他人に使用を許諾すること。

同第四号※新設 【秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反するよう他人を教唆、誘惑、幫助して権利者の営業秘密を獲得、開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。】

第二項※新設 【事業者以外のその他の自然人、法人又は非法人組織が前項に掲げた違法行為を実施する場合は、営業秘密を侵害する行為とみなされる。】

第三項※行ズレ 第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人が【第一項】に掲げた違法行為を実施したことを知りながら又は知りうるにもかかわらず、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害する行為とみなされる。

第四項※行ズレ 本法において営業秘密とは公衆に知られていない、商業的価値を有しかつ権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情報、経営情報【等のビジネス情報】をいう。

第四章 法律責任

第十七条第三項 不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。【事業者が悪意をもって営業秘密に係る侵害行為を実施し、情状が重大である場合は、上述した方法で定めた金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償額を確定することができる。】賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

同第四項 事業者が本法第六条、第九条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき【500】万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。

第二十一条 事業者【並びにその他の自然人、法人及び非法人組織】が本法第九

条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、【違法所得を押収し、】10万元以上【100】万元以下の過料を科すことができる。情状が重大である場合、50万元以上【500】万元以下の過料を科すことができる。

【第三十二条 営業秘密に係る侵害に関する民事裁判手続きにおいて、営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示し、主張する営業秘密に対して秘密保持措置を講じたことを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行った場合は、侵害被疑者は権利者が主張した営業秘密が本法にいう営業秘密に属さないことを証明しなければならない。

営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示し、その営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行い、かつ次の各号に掲げる証拠のいずれかを提供する場合は、侵害被疑者は営業秘密に係る侵害行為が存在しないことを証明しなければならない。

(一) 侵害被疑者が営業秘密を獲得するルート又は機会があり、侵害被疑者が使用する情報が営業秘密と実質上同様であることを証明する証拠。

(二) 営業秘密が侵害被疑者によりすでに開示、使用され、又は開示、使用される恐れがあることを証明する証拠。

(三) 営業秘密が侵害被疑者に侵害されたことを証明するその他の証拠。】

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェト

口はその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved